四十三　次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの イ　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第五十四号に掲げる各形式のもの ロ　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ハからカまでに掲げるもの ハ　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第二十七号に掲げる各形式のもの ニ　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式のもの	六十二万七千二百七十三円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改める。

第三条中「第四十五号」を「第四十六号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十三号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第七条第一項、第二項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十一条第一項並びに第十七条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十三条とし、第六条から第九条までを三条ずつ繰り下げ、第五条第二項中「前二条」を「第三条から前条まで」に改め、同項の表前条の項中「前条」を「第四条」に改め、同項の表に次のように加える。

第五条第一項	第七条第一項	第十四条第一項において準用する法第七条第一項
第五条第一項		第十四条第一項において準用する法第五条第一項

第五条第三項	第五条第一項	第十四条第一項において準用する法第五条第一項
第六条第一項	第十一条第一項	第十四条第一項において準用する法第十一条第一項
	第八条から第十条まで	第十四条第一項において準用する法第八条から第十条まで

第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

（入漁料の額等）

第五条　法第七条第一項の政令で定める入漁料の額は、法第五条第一項の許可を受けた外国人が当該許可に基づき採捕することができる水産動植物の数量に入漁料単価を乗じて得た額とする。

2　前項の入漁料単価は、農林水産大臣が、農林水産省令で定める外国人の属する外国ごと、水産動植物の種類ごと及び期間ごとに、当該水産動植物の取引価格（政府が作成した統計その他の資料により明らかとなっている最近の数年間における取引価格をいう。）を基礎とし、当該水産動植物の生息又は生育の状況、採捕の実績その他の事情を勘案して定めるものとする。

3　法第五条第一項の許可を受けた外国人の属する外国との相互主義に基づき特に必要がある場合その他これに準ずる特別の事由がある場合には、第一項の規定にかかわらず、入漁料を徴収せず、又は同項の規定により算出した額から農林水産大臣が定める額を減じた額の入漁料を徴収することができる。

（手数料の額等）

第六条　法第十一条第一項の政令で定める手数料の額は、法第八条から第十条までの承認（以下この条において単に「承認」という。）の申請一件につき九千六百円とする。ただし、承認に係る事務の処理に関してこの額を超える特別の費用を要した場合には、当該事務の処理に要した費用の範囲内で農林水産大臣が定める額の手数料を徴収することができる。